

「かんぽ生命における渉外再編後の労使対応等に係る緊急要求メモ」に対する回答

(JP労組)

要 求	回 答
<p>1 渉外再編後は職場(分会)において会社対応する機会が多くなるが、これまで労使交渉の経験のない(もしくは浅い)かんぽサービス部長(副部長)が多いことから、労使コミュニケーションルールや職場労使委員会・職場事業推進委員会の開催方法等について、確実に理解させ実行できるよう指導を徹底すること。</p> <p>なお、かんぽサービス部長(副部長)への指導については、かんぽ生命保険信越エリア本部と連携し行うこと。</p>	<p>1 かんぽ生命における渉外再編後のかんぽサービス部に関する職場労使委員会・職場事業推進委員会は、かんぽサービス部長(副部長)が中心となり、実施することとなります。</p> <p>なお、かんぽサービス部長(副部長)への業務指導は、かんぽ生命が実施するため、労使コミュニケーションルールについても、同様にかんぽ生命が実施します。</p> <p>4月以降のかんぽサービス部に関する職場労使委員会等の開催にあたり、出席者や日程調整等の意思疎通方法については、各局の労務担当課長がかんぽサービス部長(副部長)と連携し、必要な意思疎通が確実に実施できるよう指導します。</p> <p>また、各局の窓口担当となる労務担当課長には、対応スキーム資料等により周知・指導し、新任労務担当課長には新任労務担当課長研修においても指導します。</p>
<p>2 渉外再編後はかんぽ生命支店長等が当該エリア内の支部と団体交渉等を行うこととなるが、2社または3社合同で開催する場合の各支部との日程・時間調整については、かんぽ生命保険信越エリア本部と連携し、早めの日程調整を行うよう最大限の配慮をすること。</p>	<p>2 今年度の三六協定締結に関する団体交渉日については、かんぽ生命代表者が団体交渉に参加できるよう、各局から交渉希望日の報告を求め、支社-かんぽ生命間で日程調整を行い、団体交渉日を決定しました。</p> <p>なお、次年度以降の団体交渉等については、日本郵便の交渉代表局が、かんぽ生命各支店、ゆうちょ銀行各支店と連携し、早期に日程調整できるよう、指導します。</p> <p>また、グループ各社合同による「支部出合いの場」については、新型コロナウイルス感染拡大状況を見極めながら効率的に開催するよう、指導することとします。</p>
<p>3 渉外再編後の安全衛生委員会の扱いについて明らかにすること。</p>	<p>3 安全衛生委員会については、労働安全衛生法に基づき、社員数50名以上のか</p>

要 求	回 答
	<p>んぼサービス部は、毎月1回以上開催することとなります。</p> <p>なお、現時点において社員数50名以上となるかんぼサービス部は存在しないため、衛生推進者（かんぼサービス部長等）を中心とした職場ミーティングを四半期に1回以上、実施することとなります。</p> <p>また、新型コロナウイルス等の感染予防対策については、各局の労務担当課長と衛生管理者、衛生推進者（かんぼサービス部長等）が連携のうえ実施し、局内で感染が確認された場合等については、支社・エリア本部とも連携し必要な措置を講じます。</p>